

第497回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 9 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年4月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時25分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
				13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

## 9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	主 査	森井 孝信
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	宮本 晃宏		
副 主 幹	長谷川 修		
副 主 幹	鈴木 信幸		

## 10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年4月25日 第497回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 新井 計男

委員 大野 豊作

委員 永堀 知己

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 3 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 6 件、1 1 筆、4, 9 3 1 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 2 件、1 7 筆、2, 9 7 1. 9 4 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 3 件、3 筆、1, 8 4 6 m<sup>2</sup>である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、5 0 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 2 件、3 筆、1, 6 1 7 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 2 件、2 1 筆、1 8, 2 9 0 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 2 0 件、1 7 8 筆、1 1 0, 1 8 4. 7 5 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条  
第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数1件、筆数13筆、面積12,455㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、年齢63歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約186アールである。

以上のことから、整理番号1番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者(受け手)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数6件、筆数27筆、面積20,623㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、16筆、14,158㎡の申請である。譲受人は、現在69歳で、農業従事日数は年間300日以上、約1,274アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300m～1,000mである。

整理番号2番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、333㎡の申請である。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は年間300日以上、約61アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約700mである。

整理番号3番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、122㎡の申請である。譲受人は、現在84歳で、農業従事日数は世帯合計で年間200日以上、約181アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約150mである。

整理番号4番については、耕作の便宜上のための所有権移転で、1筆、290㎡の申請である。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は年間150日以上、約174アールの農

地を耕作する農家である。兄弟間で売買し、今後互いが経営していく農地の名義を整理したいとの理由により申請されたものである。通作距離は約200mである。

整理番号5番と6番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。整理番号5番は、3筆、2,198㎡、整理番号6番は、5筆、3,522㎡で、経営拡張のための所有権移転の申請である。譲受人は、平成22年に設立した株式会社で、主たる事業は、農産物の生産、加工、販売である。代表取締役は、全ての議決権を持っている。他に役員はいない。経営面積は、約744アールで、申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約200mである。

以上のことより、整理番号1番から6番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。4月12日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在69歳で、農業従事日数は、年間300日以上、約1,274アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲や小麦で、申請地においては水稲・小麦を計画している。また、

トラクター 3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 1 番について、意見を申し上げる。4 月 12 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番と 6 番について、まとめて調査報告する。4 月 21 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。譲受人は、平成 22 年に株式会社を設立し、農産物の生産をはじめとした農業に関わる仕事を主な業務としている。代表の方は、議決権を全てお持ちであり、代表としての業務をこなしながら、現在でも現場に立って、従業員のみなさんと色々な農作業をなさっている。現在の主な作付けは、米、ほうれん草、トマトときゅうりですが、今後はいちごを作付けしていきたいので、今回の申請に至ったとのことである。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さん

の慎重な審議をお願いする。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番と6番について、意見を申し上げる。4月21日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、地目が田である農地は水稻を作付けして、畑である農地は小麦を作付けするのか。」との発言があった。

事務局は「その通りだと考える。」と説明した。

委員から「昨今の米不足の理由の1つとして考えられることとして、農業用機械が高額であるとの理由により米農家が離農する割合が増えていると聞いている。農業委員会としては、機械購入のための補助金制度の充実などを行政に要望すべきと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について

原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に  
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 1 件、筆数 1 筆、面積 9 9 0 m<sup>2</sup>についての申請があった。

整理番号 1 番については、農業用倉庫新築のため、1 筆、9 9 0 m<sup>2</sup>の申請である。申請人は約 1 0 0 アールの農地を所有して米と麦を作付けしている農家である。トラクターやコンバインなどの農業用機械を親戚の家に置かせてもらっていることから新たな農業用倉庫を必要としている。そこで、自宅に隣接する申請地が適地と考え、農業用倉庫建築を行うとの申請である。農用地区域内農地であるが、農業用施設であるため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号 1 番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番について農地

転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数13件、筆数23筆、面積15,227.03㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、485㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅

の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、350㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、建売住宅新築のための所有権移転で、2筆、80㎡の申請である。譲受人は昭和54年2月に株式会社を設立し、不動産業を主な業務としている。首都圏近郊で住宅の需要が見込める川越市にて建売住宅の建築を計画した。そこで、鉄道の駅と映画館などの商業施設が近くにある申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積782.11㎡）で売買にて取得し、建売住宅を3棟建築すると

の申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、200㎡の申請である。譲受人は妻と子供4人で暮らしているが、現在の自宅では子供部屋を確保できないことから、新たな住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、資材置場に使用のための所有権移転で、1筆、1,730㎡の申請である。譲受人は、平成15年8月に株式会社を設立し、住宅建築工事業を主な業務としている。現在は建築、造成工事に使用する資材を取引先に保管を依頼しているが、今後の事業展開として、良質で安い価格で造成工事等を提供するために、自社で保管できる資材置場を必要としている。そこで、営業エリアの中間の立地で、会社からも行き来しやすい申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号7番については、砂利採取に使用のための使用貸借権設定で、5筆、10,581㎡の申請である。また、許可後から1年間まで使用する一時転用の申請である。譲受人は平成19年8月に株式会社を設立し、土木工事業を主な業務としている。申請地付近には建築工事等で使用する砂利の原石が埋まっていることを周辺住民から教えてもらったことから、申請地を使用貸借にて借り受け、砂利採取を行うとの申請である。農地区分については、農用区域内農地であると考えられるが、一時的な利用に供するもので農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。結婚することを機に、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、239㎡の申請である。譲受人は妻の実家にて暮

らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、270㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、244.03㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流す

る計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 2 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、2 4 5 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 3 番については、住宅新築のための所有権移転で、2 筆、4 0 3 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号 1 番から 1 3 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定さ

れた農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、調査報告する。4月21日に、申請地にて、農業委員と、農地利用最適化推進委員と一緒に、申請代理人と、事業計画者と、地権者の保佐人から、今回の計画の概要や経緯を伺った。申請の目的は、砂利採取のための一時転用である。事業計画者は、平成19年8月に株式会社を設立した、土木工事業を主な業務とする会社である。直近の3年間では、深谷市において4件、同様に砂利採取を行なっており、実績がある。1年間の工期を2期に分け、始めに西側の3筆を掘削、砂利を採取した後に埋め戻し、次に東側の2筆で同様に行う。表土については場内に保管し、後日、自社の保管場所から運び入れる、埋め戻し用の土砂と合わせて使用する。採取した砂利については、川越市増形の工場、熊谷市の工場に持ち込むとのことである。砂利の採取を行う際は、採取計画の認可が必要だが、この計画で、埼玉県環境政策課から認可される見込だそうである。申請地の現在の様子だが、使われていないビニールハウスやガラクタが多少散乱している状況である。これは、地権者に保佐人が選任される以前に、悪質な業者と契約を結んでしまい、多くのガラクタや得体の知れない泥などを運び入れられ、不法に占拠されてしまった時期があったからなのだそうです。

しかし、地権者側としては、今回の申請に向けて懸命に片付けを進めているとのことである。まだ全部をきれいにすることはできていないが、なんとか今日の状態まで持ってくるのができたとのことである。近所の農家の方からのお話や、片付ける前の写真を併せて拝見し、片付けの目途が立っていると判断した。また、砂利を採取するために掘削するので、荒れてしまった表土は取り除き、入れ替えることができる。以上のように、現地を確認し、話を伺った結果、事業の計画性は問題ないと考えられる。また、農用区域内農地、いわゆる青地でもあるので、砂利採取の後は、必ず農地の状態に復元するとの誓約書をいただいている。したがって、地元農業委員としては、本申請はやむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番の砂利採取について、申請地付近で過去の履歴はあるのか。」との発言があった。

事務局は「川越市での履歴は確認できなかったが、近接する狭山市での履歴は確認した。」と説明した。

委員から「砂利採取の事業認可をする行政機関はどこなのか。」との発言があった。

事務局は「県の環境政策課である。今回の計画も砂利採取の審査基準には適合していることを確認している。また、砂利採取をしている期間は農地として利用できないため、一時転用の許可を必要としている。」と説明した。

委員から「農地改良と砂利採取の掘削可能な深さを教えて欲しい。」との発言があった。

事務局は「農地改良は1.5mで、砂利採取は10mである。今回の計画も10mである。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から13番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第5号

##### 川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「令和元年に、農業委員会に係る不祥事が発生したことを受け、全国農業会議所では令和元年11月28日に開催された「全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認した。これを踏まえ、各農業委員会の総会において年に1回以上「法令遵守の申し合わせ決議」を行う事となっ

ているため、本市農業委員会においても令和6年度の決議を行おうとするものである。」との説明を行い、決議案を朗読した。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり決定する。

#### 議案第6号

農地利用最適化推進委員の辞任同意を求めることについて

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「当議案については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよろしいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「小倉晶男農地地用最適化推進委員から令和7年5月31日をもって辞任したい旨の辞任同意願が農業委員会会長あて提出された。辞任理由は、「一身上の都合による

もの」である。推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第23条の規程により、「農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されている。」との説明を行なった。また、辞任同意に係る経緯について筋野哲夫氏の逝去に伴い、小倉推進委員が新たに農業委員候補者として推薦される予定であること、広報6月号の配布日の5月25日前に総会の同意を得るために、今回の総会で本議案を上程した旨を補足説明した。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号農業委員会委員の辞任同意を求めることについて、辞任同意とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について原案どおり決定する。

議長は、関係委員の審議が終了したため、退席した委員の入室を許可した。

### 1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第497回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年5月29日

---

議 長            渋谷 武

---

委 員            新井 計男

---

委 員            大野 豊作

---

委 員            永堀 知巳

---